

令和8年度八尾市公共用水域及び地下水質測定業務  
に係る一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、令和8年度八尾市公共用水域及び地下水質測定業務に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札)

第2条 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ入札をしなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書等は次に定める方法で、入札公告に示した到達期限までに、指定する宛先に必着させなければならない。

(1) 本市所定の用紙を使用すること。

(2) 入札書は、所在地・名称・代表者名を記載し、届出印を押印すること。

(3) 入札金額は、消費税額を除く金額を記載し、金額の頭に¥マークをつけアラビア数字で記載すること。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札辞退届を契約担当者に郵送（入札日の当日午前9時までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届を、開札場所に持参して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格を有しない者のした入札

(2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札

(3) 指定の日時及び場所に到達しない入札

(4) 入札者の記名押印を欠く入札

(5) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(6) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

(7) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

- (8) 再度入札において、2回目以降の入札価格が、前回の最低入札価格以上である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) 次のいずれかに該当する入札
  - ア 入札書等が入札公告に示した到達期限より後に到達した場合
  - イ 入札書等が指定された郵送方法で郵送されていない場合
  - ウ 入札書等の必要とされた書類が同封されていない場合
- (12) その他、入札に関する条件に違反した入札  
(落札者の決定)

第6条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令第167条の10の規定により当該入札価格では契約の履行ができないと判断される場合は落札者としがない場合がある。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

2 第5条の規定による無効の入札をした者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

(契約保証金)

第9条 落札者は、落札決定後速やかに、八尾市財務規則第120条で定める額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第10条 落札者は、契約担当者が別途指示する方法により、契約書を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、入札及び説明の内容等についての不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。

(その他)

第12条 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。